

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第26号

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第7条の8 特殊自動車運転作業手当は、広域振興局土木部、 農業研究センター又は農業大学校に勤務する職員が、次に掲 げる作業に従事したときに、支給する。 (1)～(4) [略] 2～6 [略]	第7条の8 特殊自動車運転作業手当は、広域振興局土木部、 農業研究センター、 <u>林業技術センター</u> 又は農業大学校に勤務 する職員が、次に掲げる作業に従事したときに、支給する。 (1)～(4) [略] 2～6 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。